

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を随意契約の候補者として選定する。

平成 29 年 8 月 3 日

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
理事長 行 松 英 明

1、企画提案に付する事項

(1)業務名

介護システム導入等業務

(2)業務概要

平成 30 年度の介護保険制度改正に合わせて、当法人が実施する全ての事業の支援記録や施設サービス計画、請求、実績管理等の業務が滞りなく行うことができるよう、平成 29 年度中に介護システムの導入及びデータ移行、平成 30 年度以降は導入後のシステムのサポート、保守等の業務を行うもの。

(3)契約期間

上記業務概要内容が適切に履行できるよう、平成 29 年度中の導入及びデータ移行等の業務についての契約時期及び期間は選定後に協議し決定する。導入後のシステムサポート、保守等の契約期間については、平成 30 年 4 月 1 日からの契約とする。なお、その契約期間については企画提案内容に基づき定めるものとし、適正に業務が履行されている場合は自動更新していくものとする。

(4)実施している事業

別紙「社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 実施事業一覧」参照

※仕様書は、企画提案への参加資格審査結果通知において参加を認められた者に配布する

2、企画提案に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 当法人が実施している事業全てのソフトについて一括での導入が可能であること。

ただし、別紙に定める高齢者福祉サービス区分と障がい福祉サービス区分の事業区分において、例えば、高齢者福祉サービス区分のソフトのみを提供することができる A 社が、障がい福祉サービス区分を担当することができる B 社と提携しての共同提案も可能である。その際は、A 社、B 社いずれかを代表会社として参加申請書を提出するとともに、当企画提案の提案及び選定後の契約業務遂行にあたっては、A 社、B 社間で協定書等の文書により必要な事項を取り決めること。

(2) クラウド方式(ASP方式含む)でのサービス提供が可能であること。

(3)以下の導入実績があること。

①別紙の高齢者福祉サービス区分、もしくは障がい福祉サービス区分のソフトを複数以上の法人に導入した実績があること。

②複数の法人において、システムのサポート、保守等の業務を請負い、滞りなくその業務を遂行できていること。

③共同提案を行う場合は、それぞれの業者が上記要件を満たしていること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、成年被後見人、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(6) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正

前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条による改正前の商法第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (9) 最近1事業年度の府税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。
- (10) 今回の企画提案における最終選考結果が決定するまでの期間において、次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
 - ①各都道府県等が定める入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められた者を除く。)
 - ②各都道府県等が定める暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められた者を除く。)
 - ③過去に社会福祉法人大阪府社会福祉事業団との契約において、不正行為があった者。

3. 担当者等

郵便番号562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号
社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 事務局 企画指導グループ 服部、森田
電話番号 072-724-8166

4. 企画提案参加申請書の提出書類、提出期限、場所及び方法

- (1) 企画提案に参加しようとする者は、次の①から④までに定めるところにより参加申請書を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。なお、指定日時に参加申請書の提出の無い者、参加申請書を提出したが審査結果が否の者については、その後の企画提案書の提出はできない。
 - ① 提出書類
 - ・企画提案参加申請書【様式1】
 - ・共同提案にかかるグループ協定書【様式2】
 - ・上記2-(3)の①②の実績が確認できる資料【契約書又は請書等の写し】
 - ・直近3か月以内に発行された商業登記簿謄本【原本】
 - ・直近3か月以内に発行された納税証明書(その3の3)【原本】様式については大阪府社会福祉事業団のホームページの「入札公告」をクリックし、ダウンロードし作成すること。 <http://www.osj.or.jp/index2.html>
 - ② 提出期限
平成29年8月21日(月)午後5時(必着)
 - ③ 提出場所
上記3に同じ
 - ④ 提出方法
簡易書留による送付または持参※持参の場合の受付は、平成29年8月21日(月)の午前9時15分から午後5時までに限る(ただし、12時から13時は除く)。上記日時以外の受付は行えないので注意すること。
- (2) 審査結果の可否及び各様式交付に必要なパスワードについては平成29年8月23日(水)16時までにメールにて通知する。なお、審査結果通知書の原本は後日各社宛に郵送する。

5、選定要項および企画提案書にかかる様式等の交付について

(1) 交付日

平成 29 年 8 月 23 日(水)に交付予定。

(2) 交付方法

審査結果通知書のパスワードにより、当法人のホームページからダウンロードすること。

6、応募資格の取り消しについて

応募事業者により以下の事由が発生した場合は、応募資格を取り消すことがある

(1) 審査・選定期間内に各施設の職員を含む当法人の職員に対して、情報収集等の接触を図った場合

(2) 提出書類に虚偽の内容があった場合

(3) 応募後に経営難に陥り、契約の履行が困難な状況になった場合

7、提案の無効

企画提案に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案及び提出書類に不備があった業者の提案は無効とする。

8、スケジュールについて

8 月 23 日(水) 選定要綱及び企画提案書にかかる様式等の交付

9 月中旬頃 提案書等の提出、ヒアリング

9 月下旬頃 契約候補業者の決定

9、契約締結について

選定結果により、最優秀評価を得た者が契約締結にあたり優先的交渉権を得、契約に向けての調整等を行う。但し、応募資格の取消等により契約交渉が不成立となった場合、契約に向けての調整等により契約に至らなかった場合は、選考結果が次点のものから順に繰り上げ契約に向けての交渉を行うものとする。なお、交渉の内容により、提案内容がそのまま契約内容とはならないので注意すること。

10、その他

選定結果については、選定した業者名・所在地のみを事業団玄関にて掲示する。なお、業者選定の内容に関しての点数・順位等には一切答えない。

提案に必要な費用等については、全て申請者の負担とする。

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 実施事業一覧

事業区分	事業種別	事業所数	備考
高齢者福祉サービス	特別養護老人ホーム	7ヶ所	
	軽費老人ホーム	4ヶ所	うち軽費老人ホーム A 型2ヶ所
	養護老人ホーム	3ヶ所	
	☆訪問介護	9ヶ所	
	☆通所介護	12ヶ所	
	★訪問入浴	2ヶ所	
	★特定施設入居者生活介護	5ヶ所	うち外部サービス利用型1ヶ所
	居宅介護支援	10ヶ所	
	地域密着型特別養護老人ホーム	4ヶ所	
	★グループホーム	4ヶ所	
	★小規模多機能型居宅介護	3ヶ所	
	★認知症対応型通所介護	4ヶ所	うちグループホーム共用デイ2ヶ所
	★定期巡回型訪問介護	1ヶ所	
	地域包括支援センター	6ヶ所	
障がい福祉サービス	居宅介護・重度訪問	8ヶ所	
	生活介護	6ヶ所	うち基準該当生活介護3ヶ所
	短期入所	4ヶ所	
	施設入所支援	1ヶ所	
	就労継続支援 A 型	2ヶ所	
	就労継続支援 B 型	2ヶ所	
	計画相談支援	3ヶ所	

※高齢者福祉サービスのうち、★は介護予防事業を含む。☆マークは日常生活支援総合事業を含む。

※養護老人ホーム、軽費老人ホームは、特定施設入所者生活介護のシステムを導入する。

※導入するシステムのライセンス数等については、事業所ごとに必要数が異なるため、詳細は後日配布する仕様書に示す。